

南あわじ市連合自治会の地区自治会確認事項（H24.4.1）

南あわじ市連合自治会会則（以下「会則」という。）第4条に定めのある地区自治会にあたり次の事項を確認する。

原則、地区自治会は、南あわじ市合併時の小学校区単位とする。但し、平成20年度まで地区自治会としていたものの範囲では可能とする。（潮美台）

今後、諸事情により、組織の枠を変える場合は、市連合自治会本部役員会の承認が必要とする。その場合は、枠組みを変えないと市民の生活・コミュニティに悪影響があると判断した時のみとする。

地区代表（理事）で、選出母体の自治会の任期と市連合自治会の任期が異なる場合は、市連合自治会任期を優先する（母体の自治会任期が満了していても、市の任期がある場合は、その任を引き続き行うものとする。）

母体の自治会の任期を理由に役員等の就任や会議決定事項の拒否などできないものとする。

会則に規定される登録は、別紙をもって行うものとする。登録期間は、原則1年とするが、記載事項に変更がない場合は、さらに1年延長できるものとする。